

危機管理マニュアル

災害発生に対する基本的な考え方

I 災害

1. 火災発生時の対応

※火災発生時、生徒の安全確保を第一とする。また、有毒ガス等に十分注意し初期消火に努める。

毎年4月に、自動火災報知機の取り扱い等の研修を実施し、全員が操作できるようにする。

(1) 火災発生からの流れ

- ① 火災の発見者は、火災報知機により火災発生を周知するとともに管理職に報告する。
- ② 自動火災報知機による通報については、管理職と他1名は警備員に連絡し、直ちに経営企画室で火災発生位置を確認する。

※これより企画室を本部とし、緊急対応の体制を取る。

- ③ 連絡用受話器を火災現場に携行し、現場の状況を本部に連絡する。
- ④ 管理職は即座に状況判断し指示を出す。(時系列で記録を取る)
- ⑤ 管理職から緊急通報(119)に火災発生を通報し、緊急出動を要請する。
- ⑥ 放送担当教員は直ちに緊急放送を入れ、集合場所への避難を命じる(出火場所・避難経路を明確に指示すること)。
- ⑦ 授業担当者は直ちに放送の指示に従い生徒を安全に避難させ、集合場所で人員を点呼し、本部への報告を行う。

※行方不明者がいる場合は、捜索隊を組織し探し出す(捜索隊の編成は管理職が行う)。

二次災害を防ぐため、燃えている状況では探し出すことはせず、その状況を消防へ伝える。

- ⑧ 自衛消防活動が可能であれば、消火活動を行う。
- ⑨ 管理職は非常持ち出し書類等を金庫から持ち出す。
- ⑩ 消防隊員への状況説明・情報交換は管理職が行う。
- ⑪ 管理職は、今後の対応(帰宅措置、授業継続)について指示を出す。
 - ・生徒を帰宅させる場合、自宅到着後に学校(2-1181)に連絡するよう指示する。
 - ・授業継続の場合、授業場所に戻り残りの授業を行う。管理職は授業終了後、生徒への状況説明を行う。
- ⑫ 管理職は、火災発生の状況を中部学校支援センターに報告する。以後、時系列での事故報告書を作成のうえ、中部学校支援センターに提出する。
- ⑬ 火災および消火活動に伴う破損等については、管理職に報告する。

(2) 火災発生からの流れ(定時制)

定時制時間帯(17:00~)に発生した災害への対応については、全定協力のもと全生徒の安全確保をしていく必要がある。

1 避難誘導について

- (1) 校内にいる生徒対応をしていない教職員は、本部(場所:経営企画室)に参集する。
- (2) 生徒対応している教員は、生徒の安全を確保する。
- (3) 本部(場所:経営企画室)では、以下の手順で、教職員が手分けをして災害確認を行う。

作業分担は、はじめに到着した教職員が①、次の到着者が②、③のように順次対応する。
管理職は到着次第、指揮対応にあたる。

- ① 報知器操作盤により出火場所の確認をする。
- ② 緊急放送を流す。(緊急放送のコメントの要領で生徒に対して指示をする。)
- ③ 懐中電灯と差し込み式マイクをもって出火場所へ急行する。
(複数で向かう。無理しない)
- ④ 消防本部へ連絡をする。【出火・建物倒壊時】
- ⑤ テレビによる情報収集を行う。【地震・噴火】
- ⑥ 町役場総務課、八丈支庁、東京都教育庁への電話による情報収集を行う。【地震・噴火】
- ⑦ 避難経路を想定する。
- ⑧ 出火場所と経営企画室との間で、状況確認をする。
- ⑨ 避難経路を確定する。
- ⑩ 緊急放送を流す。(緊急放送のコメントの要領で避難経路等を知らせる。)
- ⑪ 誤報の時は消火栓ポンプを停止させる。(管理棟(陶芸棟側)、マスターキーNG)

(4) 避難

- ① 管理職は、金庫内の重要書類(ジュラルミンケース)と自習室の名簿を持ち出す。
- ② 校内に残る生徒(自習室などに居る生徒等)を、指定された経路で避難場所へ移動する。
授業中は担当者、部活動は顧問、自習室にいる生徒は職員室の教員が誘導する。
- ③ 寺子屋授業は学年が生徒の安全を確保し、避難場所へ移動する。
- ④ 集合場所(第1避難地:正面職員玄関、第2避難地:園地、第3避難地:ビジター駐車場)
- ⑤ 本部(管理職)に人員と被害の報告をする。(活動単位ごとに報告する)
- ⑥ 本部(管理職)は、被害の確認・消防への救急要請・東京都教育委員会等への報告を行う。
- ⑦ 生徒には家庭へ避難場所を知らせる。(メールや伝言ダイヤル)

2. 地震発生時の対応

(1) 気象庁から警報が出された場合は、東京都、八丈町等行政機関の指示に従う。

突発的な地震の場合は、火災と同様に企画室を本部とし、緊急対応の体制を取る。

(2) 地震が発生してからの流れ

- ① 生徒に安全確保の指示を出すとともに、授業担当は出口を確保する。
- ② 教室では、机等の下に一時的に避難待機させ、机が動かないようしっかり押さえさせる。
体育館では、フロア中央に集合して頭部を守る姿勢を取らせ待機する。
静岡大学、石巻市総合体育館の防災計画では照明灯の落下をさけるため壁側に身を寄せるとあります。本校の体育館の構造も考慮に入れる必要があります。
- ③ 地震停止後、授業担当者は安全を確認した上で避難誘導する。その際ドアと窓は開けておく。
- ④ 震度5以上の地震が起きた場合は、保護者と連絡が取れるまでは帰宅させず、校内で待機させる。余震の発生に備え、所在を明確にさせておく。屋外に出ない。

(3) 地震が発生してからの流れ(定時制)(火災発生時と同様)

3. 津波・高潮の対応

本校は海拔57mの位置にあり、想定される津波を上回るため、校内に留まるのが安全である。

(1) 気象庁から津波警報が発令された場合は、東京都・八丈町等行政機関の指示に従う。

突発的な地震により、津波の発生が予想される場合は、火災・地震と同様に企画室を本部とし、緊急対応の体制を取る。

(2) 津波発生情報が寄せられた場合（定時制含む）

ア ビジターセンター駐車場（定時制課程は本校3階CALL教室）を避難場所とし、すみやかに全員避難する。全日制では昨年度までは得里山でしたが、障害のある生徒でも行きやすく、場所の広さ、その後の行動のしやすさからビジターセンター駐車場としました。

イ 津波の危険がなくなるまで、窓やドアを閉め待機する。

ウ 津波の危険がなくなり次第、教職員は退避経路の安全確認を行う。

エ 退避経路の安全が確保された後、生徒を誘導する。

※以降の対応は火災時に準ずる。

学校生活以外の時に津波が起きた場合、すみやかに高い場所に逃げることを日頃から意識させる。

4. 火山噴火時の対応 校内の火災と混同していますので区別が必要です。

(1) 気象庁から警報が出された場合は、東京都・八丈町等行政機関の指示に従う。

突発的な噴火の場合は、火災・地震と同様に企画室を本部とし、緊急対応の体制を取る。

(2) 突発的な噴火の場合は、正確な情報を入手し、管理職の判断・指示に基づき行動する。

(3) 火山噴火が発生してからの流れ（定時制）（火災に準ずるでよいのでは）別にしたほうがよい。

定時制時間帯（17:00～）に発生した災害への対応については、全定協力のもと全生徒の安全確保をしていく必要がある。

まず大事なことは噴火レベルの把握と、噴火場所、溶岩流や飛来物の方向の情報収集です。

噴火には予兆があり、避難までに時間的な余裕あることが多いので、その場合はしっかり身支度を整えさせて待機させます。

突発的な噴火の場合は教室棟（できれば1, 2階）が一番安全かと思われます。飛来物があれば外に出るのは危険です。（屋根の強度、危険物、脱出のしやすさを考える）

1 避難誘導について 校外への避難は、基本的に噴火場所と反対方向です。

(1) 校内にいる生徒対応をしていない教職員は、本部（場所：経営企画室）に参集する。

(2) 生徒対応している教員は、生徒の安全を確保する。教室棟に誘導する ↓被害状況の確認

(3) 本部（場所：経営企画室）では、以下の手順で、教職員が手分けをして災害確認を行う。

作業分担は、はじめに到着した教職員が①、次の到着者が②、③のように順次対応する。

管理職は到着次第、指揮対応にあたる。

噴火＝火災ではないので、噴火元の位置とレベル、溶岩流・飛来物の方向の情報収集

① 報知器操作盤により出火場所の確認をする。避難指示を消防や役場に問い合わせる

② 緊急放送を流す。（緊急放送のコメントの要領で生徒に対して指示をする。）

③ 懐中電灯と差し込み式マイクをもって出火場所へ急行する。（複数で向かう。無理しない）

④ 消防本部へ連絡をする。【噴火状況】 ↑ここでは火災の想定は不要かと思えます。

⑤ テレビによる情報収集を行う。【噴火】 ↓最初に行うべきこと

⑥ 町役場総務課、八丈支庁、東京都教育庁への電話による情報収集を行う。【噴火】

⑦ 避難経路を想定する。校内の避難経路なのか、校外への避難経路かわからない
校内に被害がなければ、校外ではどこに行くのがベストか情報をもとに考える。

⑧ 出火場所と経営企画室との間で、状況確認をする。火災発生と混同しないように

- ⑨ 避難経路を確定する。確定したら先発隊を組織して避難経路の安全を確かめる。
 - ⑩ 緊急放送を流す。(緊急放送のコメントの要領で避難経路等を知らせる。)
 - ⑪ 誤報の時は消火栓ポンプを停止させる。(管理棟(陶芸棟側)、マスターキーNG)
- (4) 避難 校外に避難する場合 ↑ 報知器の作動なければ必要ない
- ① 管理職は、金庫内の重要書類(ジュラルミンケース)と自習室の名簿を持ち出す。
 - ② 校内に残る生徒(自習室などに居る生徒等)を、指定された経路で避難場所へ移動する。
 - ③ 寺子屋授業は学年が生徒の安全を確保し、避難場所へ移動する。
 - ④ 集合場所(第1避難地:1階教室、第2避難地:町の避難指示に従う)
 - 避難場所は噴火の位置や溶岩流、飛来物の方向などから安全な場所を考えます。
 - 八丈富士が噴火し溶岩流が学校に向かって来るときは、裏門から出て、大小方面に避難する想定も考えられます。また、島脱出では港に行かなくてはならないことも想定されます。坂上の避難は道路の分断でリスクが大きいことも聞いています。
 - 避難する前に生徒にはメールや伝言ダイヤルを利用して避難場所を家庭に知らせる。
 - 避難するときはヘルメットを被るか、カバンなどで頭部多い周囲の状況をよく確認しながら移動する。
 - ⑤ 本部(管理職)に人員と被害の報告をする。(活動単位ごとに報告する)
 - ⑥ 本部(管理職)は、被害の確認・消防への救急要請・東京都教育委員会等への報告を行う。

5. 台風時の対応

(1) 情報収集

気象庁発表の注意報(大雨・洪水・強風)、または町防災会議の方針等が発表された時点で、生活指導部主任は情報収集を始める。

※町防災会議の情報は、町役場の総務課に問い合わせる。(2-1121)

(2) 状況判断

全日制:警報(大雨・洪水・暴風)や道路封鎖、土砂災害の情報が出た時点で、3主任と副校長が休校・待機・帰宅指示等を協議し、学校として決定する。町営バス運休時は、臨時休校を考慮する。詳細は学校ホームページに記載。

定時制:警報(大雨・洪水・暴風)や道路封鎖、土砂災害の情報が出た時点で、3主任(教務部・生活指導部・進路指導部)と副校長が(前日の午後9時30分、当日の午後1時30分、午後4時00分)、休校・待機・帰宅指示、給食実施の有無等を協議し、学校として決定する。そして、当日の午後1時30分までに栄養士に給食の食材調達についての指示を副校長が出す。(※)

※午後1時30分時点での判断において「給食提供なし」の連絡を栄養士に伝える。

※警報発令時が勤務時間外にあたる場合は、副校長の判断で各方面に指示を出す。

(3) 教員への周知

全日制:全職員を招集し、決定情報を周知する。

定時制:副校長は、定時制教員、企画室長、栄養士を招集し決定情報を周知する。

(4) 生徒への周知

全日制：休校・待機等の生徒への連絡は、登校時刻前（午前6時以降警報解除）であれば担任（副担任を含めた学年団）が電話連絡網等で行い、登校後であれば、全生徒を集合させ、副校長より口頭にて決定情報を周知する。

※生徒には前日に緊急連絡時間を周知し、最接近時の気象庁データを元に判断し方針を決定する。決定事項に伴って生徒に連絡する。

定時制：休校・待機等の生徒への連絡は、登校時刻前（午後1時30分、午後4時）であれば担任（副担任を含めた学年団）が電話連絡網等で行い、登校後であれば、全生徒を集合させ、副校長より口頭にて決定情報を周知する。

※道路封鎖等により登校不可能な生徒については公欠扱いとする。

※担任は、前日までに生徒に対して緊急連絡時間を周知し、決定事項に従って生徒に連絡する。

※生徒・保護者への連絡は、最終判断後の午後4時過ぎとする。

(5) 生徒帰宅方法

全日制：安全に帰宅できないと判断された場合は保護者に連絡をし、引き取りを依頼する。

定時制：登校後の場合、基本的には保護者の引き取り帰宅とし、自動車や二輪車、自転車で登校している生徒は安全に帰宅できると判断した場合は帰宅させる。安全に帰宅できないと判断された場合は、保護者に引き取りを依頼する。また保護者と連絡が取れない場合は管理職の指示によりタクシー使用簿を記入の上、タクシーを手配して使用する。タクシーに生徒のみ乗車し、各生徒宅を周回する。生徒は帰宅後に学校へ電話連絡する。タクシー使用后、タクシー使用記録簿を経営企画室に提出する。タクシー会社は経営企画室に報告し、精算する。

帰宅した全ての生徒は、安否確認のため帰宅後学校に連絡させる。

(6) 記録

上記判断の根拠となる資料として、気象庁等発表のデータ等を記録しておく。

6. Jアラート警報発令時の対応

(1) 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして判断した場合、町の防災行政無線で警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されるので、正確かつ迅速な情報収集に努め、速やかに生徒の安全を確保する。

(2) メッセージが流れたら（全定ともに）

屋外にいる場合は「できる限り頑丈な建物や地下に避難」させる。

建物がない場合は「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る行動」を取らせる。

屋内にいる場合は「窓から離れるか、窓のない部屋に移動」させる。